

裾野市子ども読書活動推進計画

— 第二次計画 —



平成 26 年 3 月
裾 野 市

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

1	子ども読書活動推進の意義	1
2	国及び県の動向	1
3	計画策定の目的	2
4	計画の位置付け	3
5	計画の期間	3

第2章 計画の基本目標

1	読書環境づくり	4
2	家庭・学校・地域・図書館・児童館などの関係機関との連携	4
3	啓発と広報	4
4	読書推進体制の整備	4

第3章 子ども読書活動の現状と推進のための取組

1	家庭における現状と取組	5
2	保育園における現状と取組	7
3	幼稚園における現状と取組	8
4	小・中学校における現状と取組	9
5	児童館における現状と取組	11
6	市立図書館における現状と取組	12
7	障害のある児童生徒における現状と取組	16

参考資料

- 資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 資料2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
- 資料3 裾野市における読書に関するアンケート結果

第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

1 子ども読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に謳われています。子どもたちは、本との出会いの中で、楽しみながら自然に他人を思いやる心や人生の知恵を学びます。そのため、子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を得られるよう、社会全体で環境の整備に努めていくことが重要です。

特に、幼児期の読み聞かせは、子どもの心の発達に大きな影響を与え、読み聞かせによって作り出される親子の交流は、家庭に温もりを与え、子どもの心の健全な成長により影響を与えます。

このように、読書や読み聞かせは、言葉の持つ意味を知り想像力、洞察力、創造力、表現力を高め、子どもに喜びや感動を与えます。喜びや感動は、豊かな人間性を育み、子どもたちがその後の人生を送るための礎を築きます。そのためにも、読書や読み聞かせを通して子どもたちに有益な情報を積極的に提供し、情報の判断・活用能力を育み、家庭・地域の中で子どもたちの豊かな人間性を育てていくことが、周囲の大人たちの責務となっています。

これからの多様で変化の激しい現代社会のなかで、子どもたちが自分の将来に夢をもち、自分自身で未来を切り開いていく力をつけるために、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

2 国及び県の動向

平成11年8月、読書のもつ計り知れない価値を認識して、国を挙げて子どもの読書活動を支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨が衆参両院で決議されました。

また、平成12年12月の「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言されました。

さらに、平成13年11月、国会に議員立法の法案が提案され、同年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号。以下「推進法」）として、公布・施行されました。

この推進法で、子どもの読書活動推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」）を策定・

公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、子どもの健やかな成長に資することを目的としています。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本法（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。平成20年3月には、第一次基本計画策定後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画を定めました。第二次基本計画期間中においては、図書館法（昭和25年法律第118号）の一部改正法の成立、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、国会決議により平成22年を「国民読書年」とすることが定められました。平成25年5月には第三次基本計画期が公表され、この中で課題として、学校段階が進むにつれ読書離れが進む傾向であること、市町村の子ども読書活動推進計画の策定率や公共図書館設置率に地域間の格差が大きいことが挙げられています。

また、地方公共団体においても、子どもの読書活動の推進を目指した取組が実施されており、平成18年度末までに全都道府県が「都道府県子ども読書活動推進計画」を策定し、社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行っています。

静岡県における子ども読書活動の推進については、平成16年1月に策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」（平成20年2月「後期計画」策定、平成23年3月「第二次計画」策定）や静岡県読書活動推進会議の協議に基づいて施策を展開しています。

3 計画策定の目的

第二次推進計画は、裾野市の子どもたちが、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高める」など多様な効果を持つ子どもの読書活動を、より一層推進することを目指し、子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方向と具体的な方策を明らかにし、関連する施策に総合的かつ体系的に取り組むことを目的として策定します。また、第一次推進計画を継承し、進捗状況を踏まえ、引き続き更なる読書環境の整備を進めることを目的とします。

4 計画の位置付け

この推進計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）」第 9 条の規定に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「静岡県子ども読書活動推進計画」を基本として策定するもので、本市における子どもの読書活動の推進を図るものです。

また、「第 4 次裾野市総合計画」を踏まえ、今後の裾野市における子どもの読書活動推進に必要な施策に関する計画として位置付けます。

5 計画の期間

この推進計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間を見通した、本市の読書活動の目指すべき姿と計画的に取り組むべき施策を示しています。

第2章 計画の基本目標

1 読書環境づくり

子ども*1が興味をもち、感動する本を身近に整え、読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

2 家庭・学校・地域・図書館・児童館などの関係機関との連携

子どもが積極的に読書しようという意欲や態度を養い、読書習慣を形成することができるよう、家庭・地域・学校・図書館・ボランティアなどが緊密に連携・協力し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進できるような体制を整備します。

3 啓発と広報

子どもは、大人から民話等の話を聞いたり、読書をする大人の姿を見たりすることで読書意欲を高めていきます。子どもが自主的な読書習慣を身に付けていくためには、特に、保護者、教員、保育士等子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。このため、社会全体で読書活動を推進する機運を一層高めることが必要です。

このような観点から、計画の取組を広く市民に周知し、子どもの読書の大切さについて関心を高め、理解を深められるよう、啓発・広報活動を充実し、読書に関する情報提供に努めます。

4 読書推進体制の整備

この計画を推進するためには、行政と家庭・地域・学校等が一体となった総合的な取組をしていく必要があります。したがって、関係諸機関や団体等との連携・協力関係を更に強化し、それぞれが取り組むべき施策について十分協議するとともに、施策を推進するための体制を整備します。

*1 「子ども」

本計画でいう子どもは、おおむね18歳以下の者をいう。

第3章 子ども読書活動の現状と推進のための取組

1 家庭における現状と取組

(1) 現状

幼児健診等で保護者に行ったアンケート調査*2によると、「子どもに読み聞かせをすることは必要」と思っている保護者は全体で97%いるのに対し、実際に本の読み聞かせを毎日行っている割合は、全体で25%「1週間に1回以上は読み聞かせを行っている」を含めると約80%でした。

保護者の読み聞かせについては、63%の保護者が小さい頃に読み聞かせをしてもらった経験があると回答しています。

読み聞かせをしていない主な理由としては、「家事や育児で時間がない」「子どもが本に対して興味を示さない・本を破いてしまう」で、6か月児の保護者の理由の中には「どんな本を読めばいいかわからない」「本を持っていない」「まだ早い」という意見がありました。

また、子どもが毎日テレビやDVDを見るという家庭は78%で、年齢が上がるにつれ割合が高くなります。保護者が毎日テレビやDVDを見るという家庭は80%以上で、中でも、1歳未満の子どもをもつ保護者の割合がより高い傾向にあります。

インターネットを毎日利用するという保護者は63%です。テレビゲームを毎日するという保護者は10%、時々利用するという保護者を合わせると22%にのびります。

裾野市では、幼児期から子どもが絵本に親しめるように、幼児健診等の場で絵本コーナーを設置しています。また、読み聞かせを体験できる場として幼児教室では読み聞かせを取り入れています。

前回のアンケート結果と比較すると、読み聞かせを必要と思っている保護者の割合は変わりませんが、毎日読み聞かせをしている割合は減少しています。

減少傾向にある理由として前回調査同様、ライフスタイルの多様化、共働き家庭の増加等により、家庭でじっくりと読み聞かせを楽しめる「ゆとり」が減少してきている傾向にあると言えます。また、「保護者は読み聞かせをしてもらった体験があっても、子どもにどんな本を選んだらよいかわからない」という現状もわかりました。

*2 「アンケート調査」

巻末の資料3（読書に関するアンケート）参照。

(2) 課題

- ・子どもが絵本に親しめるように、絵本を設置するだけでなく、保護者自身が本を読む姿を見せていくことの大切さについて伝えていく必要があります。
- ・今まで、乳幼児を持つ保護者に対して、読み聞かせを行うことが親子のコミュニケーションを促したり、言葉の発達につながったりすること等を助言してきました。しかし、今回のアンケート結果では、毎日読み聞かせをする方の割合は減少傾向にあります。そのため、今後は妊娠期から読み聞かせの重要性について助言していく必要があります。

(3) 推進への取組

① 環境の整備・充実

- ア 幼児健診、各種教室等において、本を自由に読めるスペースを設置し、絵本とふれあう場をつくります。
- イ 幼児の教室等では、絵本の読み聞かせを今後も継続実施していきます。
- ウ 幼児健診、各種教室等において、親が本を読む姿勢を子どもに示すことの大切さも伝えていきます。

② 家庭・学校・地域・関係機関との連携や協力

- ア 乳児の教室において、図書館と連携し、保護者にちらしを配布し、年齢にあった本の選び方、読み聞かせの方法が学べるよう「ファーストブック^{*3}」「おはなし会」の紹介を今後も継続実施していきます。
- イ 妊婦教室において、読み聞かせボランティアの協力を得て、読み聞かせの必要性や読み聞かせを実施できるように努めます。
- ウ 障害のある子どもへの読み聞かせについて、対象の教室で読み聞かせボランティアの協力を得て、読み聞かせについての説明と具体的な取組を実施できるように努めます。
- エ 幼児健診、各種教室等の絵本コーナーにおいて、図書館と連携し、読み聞かせの必要性や年齢に応じた「おすすめの本の紹介」資料を作成し、掲示するように努めます。

③ 啓発と広報

- ア 妊娠期から折に触れ、読み聞かせのリーフレットを用意し、読み聞かせの必要性を伝え、絵本の紹介をしていきます。

*3 「ファーストブック」

6か月の赤ちゃんと保護者の方に、絵本などが入ったバックを贈り、赤ちゃん絵本の出会いをつくり、赤ちゃんの周りにいる大人などが、絵本の読み聞かせを行う環境づくり事業。(全国では、「ブックスタート事業」の名称で実施)

2 保育園における現状と取組

(1) 現状

園の生活の中で、子どもたちの心の成長や知識の習得に、絵本の読み聞かせは大切な活動の一つです。

そこで、園では保育士の経験を生かし、また日々情報交換を行いながら、それぞれの年齢にふさわしい絵本の選択と読み聞かせを行っています。

また、子どもの成長や興味・関心に対応するため、園児が自由に好きな本を選んで読めるような環境整備にも配慮しています。

子どもたちの家庭環境は様々ですが、できるだけ保護者の理解と協力を得て、個人用の絵本をもったり、家庭での読み聞かせをしたりするように呼び掛けています。

(2) 課題

保育園では、1対1の読み聞かせがなかなかできません。家庭での読み聞かせも重要と考えますが、保護者の仕事の関係で時間確保に余裕がない家庭が多いようです。絵本に親しむ意義はわかっているにもかかわらず実行が難しい現状があります。

(3) 推進への取組

① 環境の整備・充実

ア 園の絵本の数と種類を充実させていきます。

イ 絵本に関する研修に職員が積極的に参加し、専門的知識の向上に努めます。

ウ 子どもたちが自由に絵本を読むことができるような環境作りに、より一層努めます。

② 家庭・学校・地域・関係機関との連携・協力

ア 絵本サークルの方に、毎月園に来ていただき、子どもたちに絵本の読み聞かせをしてもらいます。

イ 市立図書館の行事等への参加を保護者に呼び掛け、図書館や絵本に親しむ機会をつくれます。

③ 啓発と広報

ア 絵本に関する情報交換を行い、よりよい本を選んで子どもたちに与えていきます。

イ 子どもたちの好きな本や推薦図書を紹介し、保護者に読み聞かせをしてもらうように呼び掛け、家庭と協力しながら「絵本の好きな子」

を育てていきます。

- ウ 市立図書館から発行される「図書館だより」などを掲示し、読書に関する情報を積極的に広報します。

3 幼稚園における現状と取組

(1) 現状

園では、日々の保育の一貫として、計画的に時間を設け、毎日2～3冊の絵本の読み聞かせを行っています。

読み聞かせにより、情緒の安定、人の話を聞く態度、豊かな言語、遊びのなかでイメージを膨らませる等の育ちが見られます。

保育室には、絵本コーナーを設け、季節の絵本、月刊絵本（個人用絵本）、先生が子どもに出会わせたい絵本を選んで、絵本が楽しめるようにしています。よい絵本を読み聞かせることは、子どもにより食事を与えることと同じであり（子どもは言葉を食べるとも言われます）、しっかりとした栄養をとるために良質な絵本、様々なジャンルの絵本が大切だと考え、読み聞かせに取り組んでいます。

また、毎週家庭への絵本の貸し出しも行っています。家族で絵本に親しむ機会も多くなっています。

(2) 課題

幼稚園に整備された多くの良質な本が確実に活用されるように、園での取り組みを更に充実させるとともに、家庭で絵本に親しむ機会を増やしていきたいと考えます。

(3) 推進への取組

① 読書環境の整備・充実

- ア 子どもたちの育ちに合った絵本の提供ができるよう、研修会や講演会に参加し、より専門性の向上に努めます。
- イ 絵本の質と量の充実を図るとともに、絵本コーナーの環境整備の工夫に努めます。

② 家庭・学校・地域・関係機関との連携・協力

- ア 参観日を利用し、読み聞かせの様子を公開したり、親子で聞いたりすることで、保護者の理解を一層深めます。
- イ 園では、地域の未就園児親子とふれあう日を設け、絵本の読み聞かせをするなど、絵本の大切さを知らせる機会をつくります。

③ 啓発と広報

- ア 園から家庭へ向け、園での読み聞かせの様子や推薦絵本の紹介を、お便りで知らせます。
- イ 市立図書館から発行される「図書館だより」などを掲示し、読書に関する情報を積極的に広報し、行事等への参加を呼び掛けます。

4 小・中学校における現状と取組

(1) 現状

学習指導要領では、思考力・判断力・表現力を高める言語活動の充実のために図書館などの言語環境を整えることが大切であるとされています。特に国語科では、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる」ことなどが目標とされ、より主体的な読書活動を目指しています。

そこで、学校教育の中では、読書活動を「生きる力」の育成の重要な要素と捉え、各教科・領域等において、多様な読書活動を展開しています。豊かな言語力に支えられた「伝え合う力」の育成を図るためにも、読書を生活の中に定着させることが望まれます。

これら読書推進の拠点となるのは「学校図書館」であり、各教科・領域等の活動で利用されるだけでなく、図書委員会等を中心にした蔵書の貸し出しが行われています。

日頃から読書に親しめるように、朝の活動の時間に読書を取り入れる学校も多く、自分で気に入った本を読んだり、読み聞かせボランティアの方に各クラスで読み聞かせをしていただいたりと、様々な工夫をしています。また、年間2回ほど「読書週間」や「読書月間」を設定し、児童生徒が各自でその期間中に読む本の冊数やページ数のめあてを決めて「読書記録カード」を作成したり、友達や保護者の方などへ「読書ゆうびん」「ブックトーク*4」でお薦めの本を紹介したりするなど、様々な取組をしています。

小学校1年生では「静岡県読書ブック～本と友だち」を活用し、学校図書館の利用の仕方や本の仲間分けなどを学びます。たくさんのよい本に出会い、読書をする楽しさを感じたり、興味や関心のあることを進んで調べたりできるように図書館を活用するスタートを大切にしています。

*4 「ブックトーク」

テーマを決め、そのテーマに沿った本を何冊か選び、つながりを持たせながら紹介することを通して、聞き手の興味を引き出す読書指導の一つ。

各学校では、図書館担当の教諭を中心に、魅力的な本や学習に役立つ本を選書したり、教育活動に役立つ資料を収集したりして、「読書センター」や「情報センター」として学校図書館を運営するよう心掛けています。また、図書館だよりの発行や季節ごとに工夫した掲示物の作成など、広報活動を積極的に行うことで、子どもたちにとって学校図書館が身近な存在になるように努めています。中には、蔵書のデータベース化が完了している学校もあります。

そのほか、学校における読書活動推進のために、図書館ボランティアに本の修理や掲示物作りなどをしていただいたり、図書館の運営に関して図書館サポーター等に支援をいただいたりしている学校もあります。

(2) 課題

児童生徒にとって図書館は、「読書センター」「情報センター」として一層有効に活用されることが求められています。そのため、読書の質を高め、本に触れる機会を増やすことや、環境を整備し、情報の幅を広げることが必要です。そのためには、家庭、地域、関係機関との連携・協力を大切にしていけることが不可欠です。

(3) 推進への取組

学校図書館は、教育活動全般の礎となり、教育課程推進のために欠くことができないものです。そのため、読書活動を「生きる力」育成の重要な要素として捉え、教育活動のあらゆる場面で、工夫された読書活動の展開をすることが必要不可欠です。学校図書館が校内の「読書センター」、「情報センター」として有効に活用され、子どもたちの読書活動の充実につながる、次のような取組の実現に努めます。

① 読書環境の整備・充実

- ア 朝の読書や読書週間、読書月間における様々な取組を通して、読書活動が一層広がるよう努めます。また、1か月の目標読書冊数の設定や、推薦図書、必読図書の選定などを行い、読書の機会を一層増やす試みを積極的に行うようにします。
- イ 蔵書整備を進めるとともに、司書教諭や学校図書館担当教諭、児童生徒で組織する図書委員会等を中心に、読書推進のための環境整備（排架や掲示の工夫）に努めます。

② 家庭・学校・地域・関係機関との連携・協力

- ア 「読み聞かせボランティア」、「図書館ボランティア」など、保護者や地域の方々と連携した読書活動を今後も推進していきます。
- イ 学校と公共の図書館との間で、情報交換や相互貸借サービスの活用等を行い、様々な情報を共有することによって、学習活動や読書活動

の充実を図ります。

- ウ 社会科見学や職業体験等では、公共の図書館を積極的に活用するように呼び掛けます。

③ 啓発と広報

- ア 学校で行われている読書活動に関わる様々な取組を保護者にも紹介し、家庭においても読書の習慣づけがなされるよう働き掛けます。
- イ 司書教諭をはじめ、学校図書館担当教諭が中心となり、学校図書館の役割について、教職員はもとより、保護者や地域の理解を深めるように努めます。
- ウ 市立図書館が発行する「図書館だより」等を掲示し、読書に関する情報を積極的に広報します。

5 児童館における現状と取組

(1) 現状

読書は感性を豊かに育み、知識を身に付けるとともに、生きるために必要な知恵を育てます。さらに、自らを律しつつ、相手を思いやることを学ぶことができます。そうしたことから、児童館では読書活動が子どもの健全な成長に重要であると考え、積極的にその普及に努めています。また、幼児の成長に携わる保護者に、読書の大切さを理解していただくことを主眼に、啓発活動を進めています。

(2) 課題

めまぐるしく変化する社会環境から、年々、読書への関心度は低くなる傾向にあります。より多くの利用者が読書に興味をもち、読書活動を推進できるよう、環境作りや活動について、積極的な働き掛けが必要です。

(3) 推進への取組

児童館は、児童が安心して読書したり、幼児とその保護者が本を通してふれ合ったりできるような環境づくりや図書を整備を行い、各関係機関との連携を密にし、充実した読書活動の推進を図れるよう、次のような取組の強化に努めます。

① 読書環境の整備・充実

- ア 幼児、児童が興味を抱くような本や、保護者の子育てに役立つ本などの紹介の仕方を工夫します。

- イ 幼児、児童向け図書の配置を工夫し、入りたくなる図書室づくりを
するとともに、本の貸し出しにも積極的に取り組んでいきます。
- ウ 絵本の読み聞かせ、親子でつくる絵本づくり、読書感想画教室など、
絵本に関する講座を実施し、子どもが読書に親しむことができる事業
を推進します。

② 家庭・学校・地域・関係機関との連携・協力

- ア 裾野市地域活動（母親クラブ）、主任児童委員等の諸団体と連携・協
力して、読み聞かせや講演等の事業を実施します。
- イ 小学生・中学生が幼児等に読み聞かせ等を行ったり、市内中学校が
実施している職業体験を活用したりするなど、小・中学校との連携、
協力の推進に努めます。

③ 啓発と広報

- ア 児童館の未就園児教室や各地域活動（母親クラブ）の活動の中で、
読書の大切さについての啓発事業を推進します。
- イ 「児童館だより」に読書を推奨する記事の掲載や、児童館に市立図
書館発行の機関紙の掲示を行い、幼児期からの読書推進についての
啓発に努めます。

6 市立図書館における現状と取組

（1）現状

図書館は、子どもの読書活動における最も身近な施設です。

図書館では、児童書の選定・収集に力を入れるとともに、おはなし会
やテーマ別児童書展・行事等、子どもたちの読書への関心を促す活動に
積極的に取り組んでいます。

赤ちゃんが絵本と出会う機会をつくり、読み聞かせの大切さを伝える
「ファーストブック」の実施、子どもたちの調べ学習のための資料を集
めた「ふくろうコーナー」などの整備に努めています。

全ての子どもたちにとって、身近で親しみのある図書館であるよう一
層の充実が求められています。

また、家庭においても、子どもの読書活動が積極的に推進されること
を意識した図書館サービスを行い、家庭教育の向上につなげていくこと
が求められています。

（2）課題

現在は、鈴木図書館（本館）や文化センター図書室（分室）を中心とした
取組と子育て支援センターに出向いてのおはなし会に留まっています。

読書活動を更に推進するためには、深良・富岡コミュニティセンター図書室・須山研修センター図書室の児童書の充実に加え、「おはなしの会」を開催するなど、3か所を拠点として地域に活動を広げていくような積極的な取組が必要です。

(3) 推進への取組

①読書環境の整備・充実

ア 乳幼児サービス

- ・乳幼児期から絵本に出会う機会を広げるファーストブック事業の継続に努めます。
- ・ファーストブック事業の参加を促進するため、健康推進課と連携し事業について事前の周知を行います。
また、「乳幼児向けおすすめ絵本」のリストを配布し、読み聞かせの大切さ、楽しさを伝えることに努めます。
- ・ファーストブック事業で配布した絵本が各家庭で活用され、さらに新たな絵本に出会えるよう「親子おはなし広場」の開催を紹介するなどの働き掛けを行っていきます。
- ・0歳から楽しめる「赤ちゃん絵本コーナー」、親子で一緒に絵本の楽しさを体験できる「おはなしのへや」の充実や、見やすい、手に取りやすい配架・展示等の工夫に努めます。
- ・乳幼児と保護者が一緒に参加できる行事の開催に努めます。
- ・子育て支援センターや保健センターなど、乳幼児と保護者が集まる場所に出掛け、おはなし会を開催し、ブックリスト*5を配布するなど、関係機関との連携に努めます。
- ・乳幼児の保護者に対して、スマートフォン等の携帯端末を使った情報発信サービスについて調査研究を進めていきます。

イ 児童サービス

- ・それぞれの子どもたちが読書を楽しむことができるよう多様な資料を揃え、魅力ある蔵書構成に努めます。
- ・総合的な学習等の調べ学習に対応できる資料(ふくろうコーナー)の充実に努めます。
- ・子どもたちが、自分で本の情報を得るための資料の充実に努めます。
- ・読書週間や夏休み・冬休み等に、定期的にブックリストを作成し、推薦図書を紹介に努めます。
- ・郷土の理解を深めるための資料の収集・保存、郷土にちなんだ展示や行事などの開催に努めます。

*5 「ブックリスト」

ある基準で選択され、本を薦めたり、紹介したりするために作られた目録。

- ・子どもたちが図書館に親しみを持ち、読書の楽しさが伝わるような魅力ある講座の企画、開催に努めます。
- ・障害のある子どもたちの読書活動を支援するために、さわる絵本や布の絵本、拡大写本、点字本、録音図書、等資料の提供に努めます。また読み上げ機能パソコンの設置、特別支援学校との連携にも努めます。

ウ 青少年サービス

- ・ヤングアダルト*⁶ コーナーの資料の充実に努め、中高校生に本との出会いの場を提供し、図書館が身近な存在であるよう努めます。
- ・児童書・一般書を問わず幅広い分野から資料を選択し、紹介するブックリストの作成に努めます。
- ・学習の手助けとなるような、事典、辞書等、参考資料の充実に努めます。
- ・新しい試みとして、ビブリオバトル(知的書評合戦)*⁷ を企画し、中高校生が積極的に参加できるよう努めます。

エ 分室

- ・文化センター図書室、深良・富岡コミュニティセンター図書室・須山研修センター図書室の児童書の充実に努めます。

オ ボランティアとの連携・協力・活用

- ・ボランティアと連携・協力して、「おはなしの会」の充実に努めます。
- ・おはなしボランティア養成講座や読み聞かせ講座の開催に努めます。
- ・他地域で開催される講演会や研修会の情報を、積極的に提供できるよう努めます。
- ・排架、書架の整理、児童書の修理や保護等の整備に協力していただき、児童書を良好な状態で子どもたちに提供できるよう努めます。

*6 「ヤングアダルト」

13歳から19歳の世代の人たちに対して使われている言葉で、「若いおとな」という意味。

*7 「ビブリオバトル」

各自が本を持ち寄って集まり、その本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができ、プレゼンテーション能力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が効果としてあげられる。

カ 行事

- ・「おはなしフェスティバル(こどもの読書週間)」、「図書館フェスティバル(秋の読書週間)」、「親子冬のおたのしみ会(12月)」、「夏休み親子おりがみ教室」、「夏休み一日図書館員」、「チャレンジ広場(随時)」等の行事を通じて、子どもたちが図書館の魅力を発見できるように努めます。

キ 研修

- ・児童サービスを担当する職員の育成を図り、読書相談やレファレンス・サービス*⁸を充実させます。併せて、全職員の児童サービスへの理解を深めることに努めます。
- ・静岡県図書館協会等、所属団体で開催される研修会に積極的に職員を参加せるよう努めます。

② 家庭・学校・地域・関係機関との連携・協力

ア ブックリストやリーフレットの作成

- ・家庭で親子のふれあいを大切にした読書の時間が持てるよう、ブックリストやリーフレットの作成に努めます
- ・子どもたちが読みたい本に出会うことができ、また読み聞かせの選書にも活用できるよう、年齢層に応じた推薦図書のブックリストを作成します。

イ 学習機会の充実

- ・総合的な学習等の調べ学習について相互に情報交換し、学習機会の充実に努めます。
- ・学校への資料の長期貸出やレファレンス・サービスに対応できるよう努めます。

ウ 市立図書館の利用促進

- ・社会科見学や職業体験などを積極的に受け入れ、図書館の利用の促進に努めます。

エ 読書に関するニーズの把握

- ・子どもたちを取り巻く読書環境や問題点を把握するため、随時、アンケート調査を行い、図書館に求められている役割を果たせるよう努めます。

③ 啓発と広報

ア 「子ども読書の日(4/23)」を中心に、講演会や子どもたちが参加できる行事等を開催し、啓発に努めます。

イ 図書館のホームページに、「図書館だより」掲載し、子育て支援情報や家庭での読書を支援する情報を提供することに努めます。

*8 「レファレンス・サービス」

図書館が行う利用者サービスの一つで、調べ物や、図書・資料を探すことを援助する。

7 障害のある児童生徒における現状と取組

(1) 現状

鈴木図書館は、多くの市民の皆さんが利用できる図書館として、その環境を整えておく必要があります。障害のある幼児や児童、生徒も「図書」の楽しさを生活に取り込めるように障害者サービスを推進する必要があります。

図書館では、現在一般の利用者に加え、高齢者や図書の利用に不自由を感じている市民の皆さんが利用できる市販の文学作品録音 CD や録音カセットを、視聴覚コーナーに設置しています。

点字図書や録音図書についての問い合わせには、必要に応じて県内公立図書館等の紹介をしています。

(2) 課題

障害のある児童、生徒が図書館を利用する環境が現在整っている状況ではありません。そのため、PR 活動も積極的に行えないのが現状です。障害のある幼児や児童、生徒に対して「図書」との出会いを推進できる人的支援や図書の充実、図書館環境を整える必要があります。

(3) 推進への取組

障害のある児童、生徒に対し、録音図書や視聴覚資料を有効利用することで、文学や音楽の楽しさや素晴らしさを知っていただけるよう、図書館で収蔵している録音図書をはじめ、視聴覚資料の充実と利用サービスの推進を実施していきます。

① 読書環境の整備・充実

ア 視覚障害者への対応

市販の録音図書や朗読ボランティアによる児童文学などの録音図書（CD・録音テープ）の整備に努めます。

- ・点字図書の導入
- ・録音図書の導入

イ 朗読ボランティアとの連携

朗読ボランティア団体との連携を深め、録音図書の作成及び利用方法について協議を重ねます。

ウ 利用方法の整備

録音図書や点字図書を有効利用できる貸出方法（対象・場所・期間・点数等）について整理し、ルール作りを進めていきます。

② 家庭・学校・地域・関係機関との連携・協力

障害のある児童、生徒が「読書」を生活に取り込むためには、家庭や学校との連携はもっとも重要であり、地域住民の意識の向上や行政としての取り組みを推進していきます。

③ 啓発と広報

図書館における障害者サービスの存在や重要性を市民に周知するため、館内掲示や各種イベント等を通じた広報活動に努めます。

参 考 资 料

資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。 ’>

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもへの健全な成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準
(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

- 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備
- 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化
- 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進
- 4 職員
 - (一) 職員の配置等
 - (二) 職員の研修

二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
- 2 施設・設備
- 3 調査研究

- 4 図書館資料
- 5 職員
- 6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

二 図書館資料

三 図書館サービス

四 職員

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直

接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的

運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ③ 村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレン

スサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実等に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上

を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサ

ービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4のに定める職員のほか、第二の二の1、(一)3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供す

ることが望ましい。

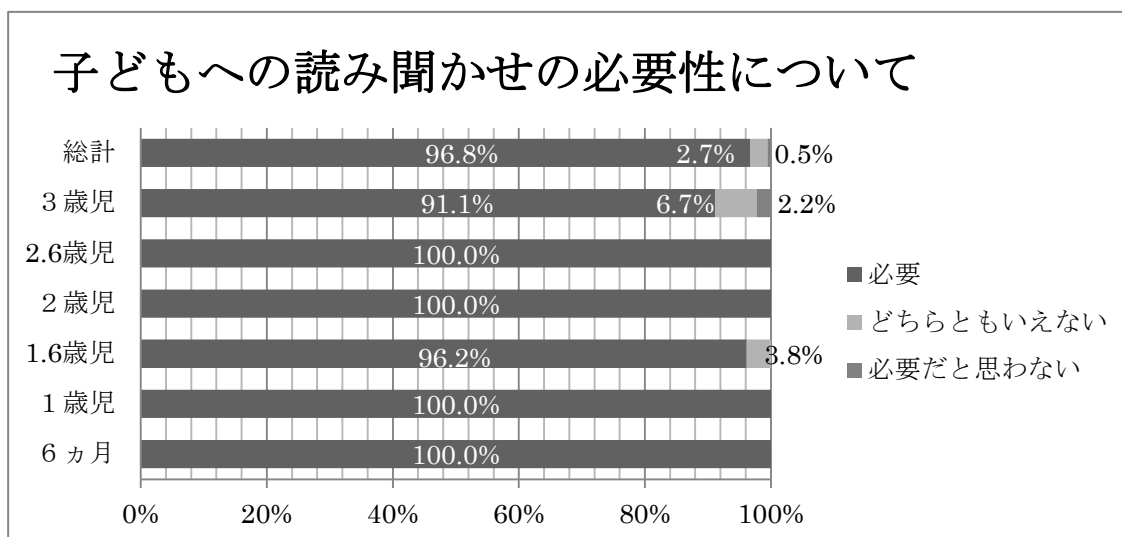
四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

資料3 読書に関するアンケート まとめ

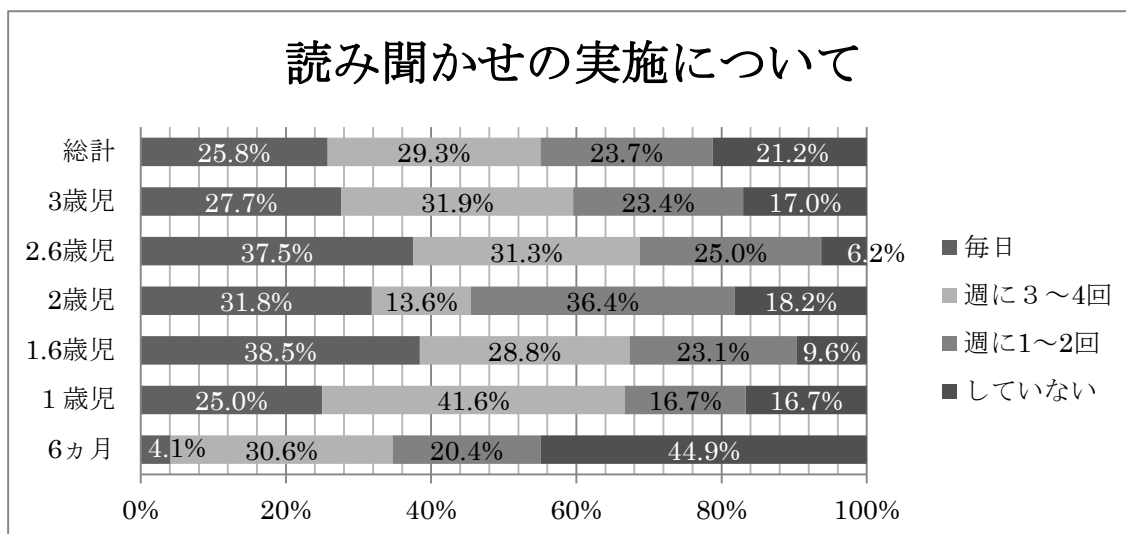
1. お子さんに読み聞かせをすることは、必要だと思いますか？

90%以上の保護者が、子どもへの読み聞かせは必要だと感じている。



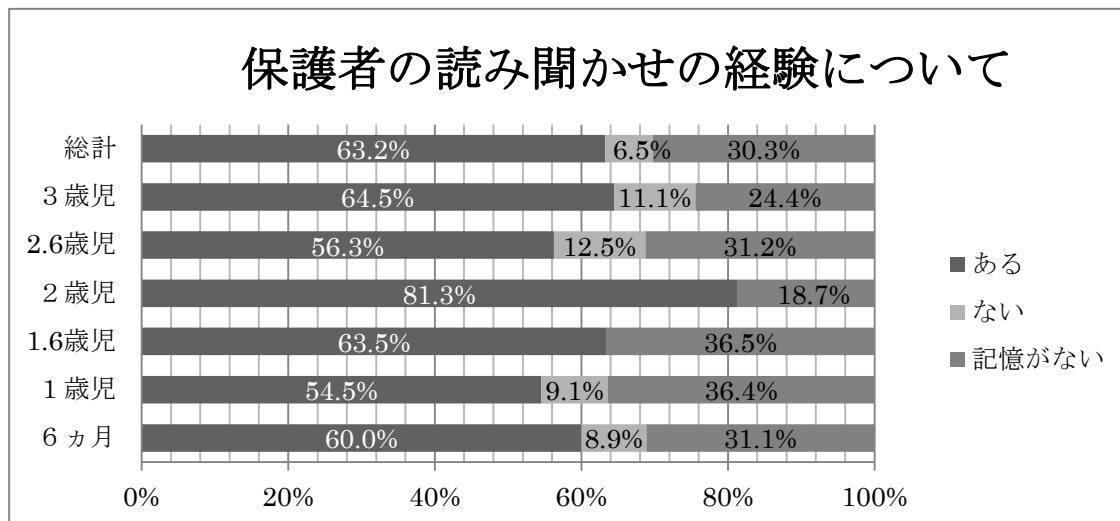
2. 家庭での絵本の読み聞かせをしていますか？

1歳児以上では80%以上の保護者が、週1回以上は読み聞かせを実施している。6ヵ月児の保護者で読み聞かせの実施が少ない理由として、ファーストブック前の回答であったことが影響していると考えられる。



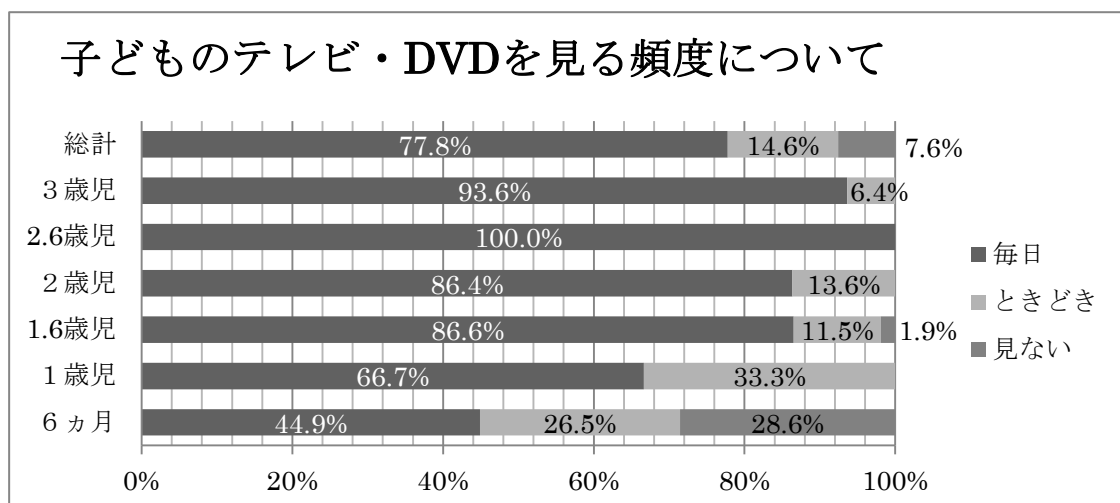
3. あなたは小さい頃に絵本の読み聞かせをしてもらった経験がありますか？

小さい頃に絵本の読み聞かせをしてもらった経験のある保護者は 50%以上であった。読み聞かせをしてもらった経験がない保護者は 10%前後であった。



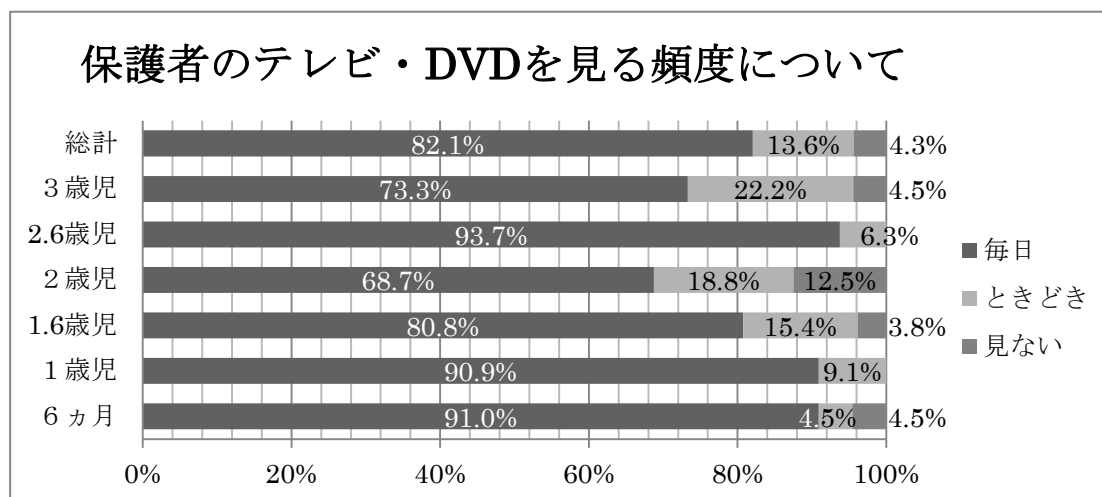
4. お子さんについて、テレビ・DVD等を見ますか？

子どもが、毎日テレビやDVDを見る家庭は全体で 78%であった。年齢別にみると、年齢が上がるにつれ、その割合が高くなる傾向にある。



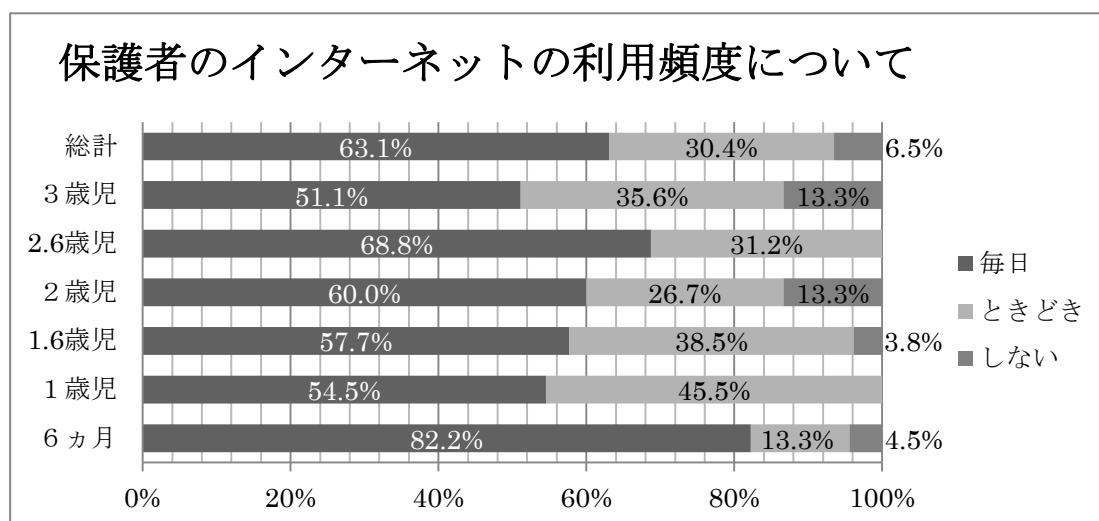
5. 保護者の方について、テレビ・DVD等を見ますか？

毎日テレビやDVDを見る保護者の割合は全体で80%以上であった。年齢別に見ると、1歳児以上の保護者では、その割合は減少傾向にある。



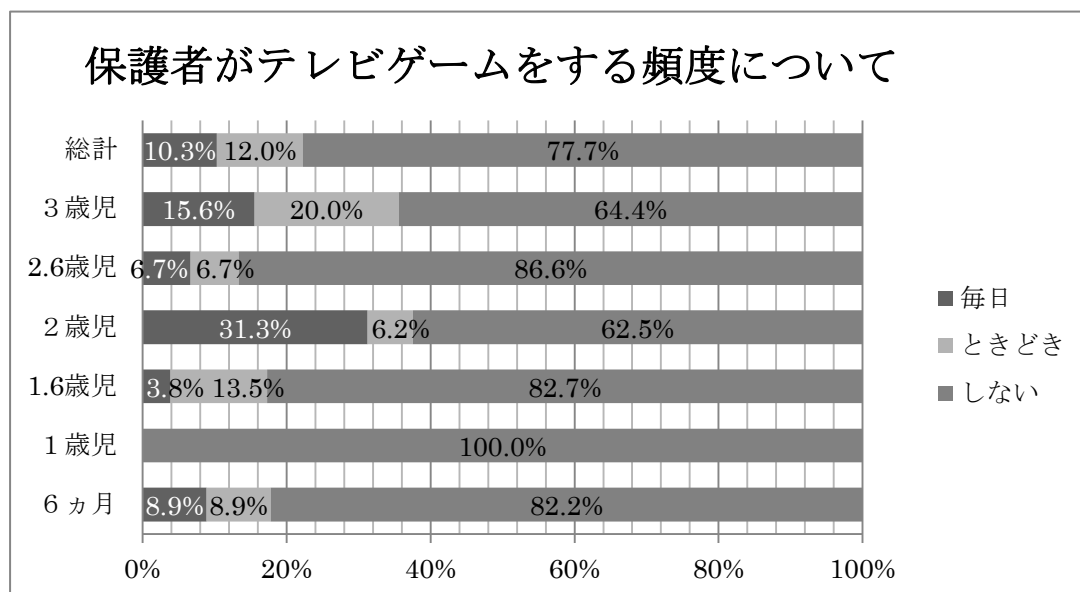
6. 保護者の方について、インターネット（パソコン・携帯等含む）を利用しますか？

全体的に毎日インターネットを利用する保護者は50%以上である。特に6ヵ月児の保護者については80%と一番利用頻度が高い。これは、他の年齢の保護者に比べ、育児に関する情報収集のために、インターネットを利用する保護者が多いことが考えられる。



7. 保護者の方について、テレビゲーム（パソコン・携帯等含む）をしますか？

パソコンや携帯を含むテレビゲームの使用について、「毎日」と回答した保護者は10%、「ときどき」と回答した保護者を含めると22%がテレビゲームを利用している。今後、携帯等の普及に伴い、ゲームをする方の割合は増加傾向に推移していくと考えられる。



裾野市子ども読書活動推進計画

－ 第二次計画 －

発 行 平成26年3月
発行者 裾野市
事務局 裾野市立鈴木図書館
裾野市平松495番地
電話 055-992-2342

